

4 賃金カットの実施状況

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業における「賃金カットを実施した又は予定している企業」の割合は6.3%（前年7.1%）となっている。これを賃金カットの対象者別にみると、「管理職のみ」は26.4%（同34.9%）、「一般職のみ」は31.0%（同30.6%）、「管理職と一般職」は40.6%（同34.4%）となっている。（第5表、付表5）

第5表 企業規模、賃金カットの対象者別企業割合

年、企業規模	賃金カットを実施した 又は予定している 企業 ^{1) 2)}	(単位：%)													
		管理職のみ			一般職のみ			管理職と一般職							
			一部		全員		一部		全員	一般職一部			一般職全員		
										管理職 一部	管理職 全員		管理職 一部	管理職 全員	
令和5年	[6.3]	100.0	26.4	24.5	1.9	31.0	31.0	-	40.6	39.1	38.3	0.8	1.5	-	1.5
5,000人以上	[5.7]	100.0	18.9	18.9	-	38.1	38.1	-	43.0	43.0	43.0	-	-	-	-
1,000～4,999人	[9.5]	100.0	14.8	14.8	-	29.5	29.5	-	55.7	55.0	55.0	-	0.7	-	0.7
300～999人	[4.5]	100.0	27.9	27.9	-	56.1	56.1	-	16.0	16.0	16.0	-	-	-	-
100～299人	[6.6]	100.0	27.6	25.0	2.6	25.5	25.5	-	44.2	42.3	41.2	1.1	1.9	-	1.9
令和4年	[7.1]	100.0	34.9	33.0	1.9	30.6	30.6	-	34.4	30.5	25.9	4.7	3.9	0.1	3.8
5,000人以上	[7.2]	100.0	33.8	27.3	6.5	13.6	13.6	-	52.7	46.2	39.7	6.5	6.5	-	6.5
1,000～4,999人	[6.4]	100.0	19.6	7.7	12.0	17.9	17.9	-	62.4	62.4	61.4	1.1	-	-	-
300～999人	[7.2]	100.0	55.4	52.6	2.9	21.3	21.3	-	22.9	22.5	20.9	1.6	0.4	0.4	-
100～299人	[7.1]	100.0	29.0	28.3	0.7	35.2	35.2	-	35.8	30.4	24.4	6.0	5.4	-	5.4

注：1) []内は、賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施した又は予定している企業の割合である。
 なお、賃金カットを実施した又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。
 2) 賃金カットを実施した又は予定している企業には、賃金カットの対象者不詳も含む。

5 賃金の改定事情

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」の割合が36.0%（前年40.0%）と最も多くなっている。次いで「労働力の確保・定着」が16.1%（同11.9%）、「雇用の維持」が11.6%（同10.7%）となっている。

企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。（第6表、付表6）

第6表 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

年、企業規模	賃金の改定を実施した 又は予定している 企業 ¹⁾	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素										重視した 要素は ない	不詳
		企業の 業績	世間相場	雇用の 維持	労働力の 確保・定着	物価の 動向	労使関係 の安定	親会社又は 関連(グルー プ)会社の改 定の動向	前年度の 改定実績	その他の 要素			
令和5年	[86.0]	100.0	36.0	6.7	11.6	16.1	7.9	1.2	5.1	1.1	1.5	9.5	3.3
5,000人以上	[95.9]	100.0	34.7	6.2	3.8	15.8	14.3	4.1	5.0	-	3.0	12.2	0.9
1,000～4,999人	[92.1]	100.0	35.4	5.2	7.3	15.0	11.7	1.4	5.6	1.6	2.8	7.3	6.7
300～999人	[90.8]	100.0	43.1	6.9	10.7	12.7	7.4	0.9	8.5	0.4	1.1	6.5	1.8
100～299人	[84.0]	100.0	33.8	6.8	12.3	17.3	7.6	1.3	3.9	1.3	1.5	10.6	3.5
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	50.3	23.4	41.3	46.5	27.1	8.4	11.5	6.4	2.7	9.5	3.3
令和4年	[81.7]	100.0	40.0	3.0	10.7	11.9	1.3	2.1	4.6	3.0	2.7	16.7	4.0
5,000人以上	[92.9]	100.0	48.8	6.8	3.8	14.1	1.4	2.7	1.0	-	5.8	14.0	1.7
1,000～4,999人	[90.2]	100.0	40.9	3.8	5.6	9.9	1.9	2.6	3.9	2.4	2.2	23.7	3.2
300～999人	[86.4]	100.0	39.2	3.0	11.7	9.8	2.8	2.7	4.1	3.6	1.6	17.5	3.9
100～299人	[79.3]	100.0	40.1	2.9	11.0	12.7	0.7	1.8	5.0	2.9	3.1	15.7	4.2
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	55.2	17.2	35.0	39.4	6.8	9.8	8.9	13.8	4.9	16.7	4.0

注：1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業の割合である。
 2) 「複数回答計」は、その要素を重視した企業(最も重視したものを1つ、そのほかに重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による)の割合である。